

千葉市と株式会社 ABC Cooking Studio との 包括的な連携に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的に連携し、両者の資源、ノウハウを有効に活用した協働による活動を推進することにより、「食」を通じた本市の地域活性化、市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）地域ブランドの推進及び地産地消の促進に関すること。
- （2）市民の健康増進及び食育に関すること。
- （3）循環型社会の実現に関すること。
- （4）ふるさと納税に関すること。
- （5）その他地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。
また、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の2ヶ月前までに甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 甲及び乙のいずれかから本協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、必要な変更を行うものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書 3 通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各 1 通保有する。

令和 8 年 月 日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港 1 番 1 号
千葉市

千 葉 市 長

東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号
乙 三菱 UFJ 信託銀行本店ビル B1 階
株式会社 ABC Cooking Studio
代表取締役